

南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 平成27年9月14日(月) 10:01~11:34

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

国中 憲治 委員長

田中 惟允 副委員長

亀田 忠彦 委員

岡 史朗 委員

松尾 勇臣 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 辻本 南部東部振興監

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○国中委員長 それでは、ただいまの説明、報告、その他の事項も含めて、質疑があればご発言をお願いします。

○太田委員 私から2点質問します。

先ほど県土マネジメント部長からお話がありましたが、天川村坪内の地域で山に亀裂が入ったということで、私も現地を見せていただきました。この地域は、4年前にも紀伊半島大水害で土砂ダムができ、水没した地域で、ようやく修繕も終わって、本当にやれやれというところに今度は裏山に亀裂ができて、避難勧告を出されたということです。先ほど説明がありましたけれども、その前段に土砂災害が去年は広島県で起こりましたから、そ

れに対する対策ということで議会で質問をしましたら、県としては2つの対策を行っている。1つは、奈良県土砂災害対策基本方針を策定しているということと、あともう一つは、平成26年9月に深層崩壊マップをつくったというお話があったのですが、今回のこの災害において、この深層崩壊マップがどのような形で活用されたのかについてまずお伺いします。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 深層崩壊マップの活用に関するお尋ねです。

深層崩壊マップですが、先ほど委員もお述べのように、今後の土砂災害の備えとなるように深層崩壊現象を分析して、それから教訓として整理するとともに、県南部地域を対象にして今後の深層崩壊の発生の危険度を評価し、公表したものです。さらに、深層崩壊に至るまでの崖崩れや土石流等が土砂災害の現地では複合的に発生しますが、これらを含めた、住民みずから警戒避難を考えるための土砂災害地域防災マップづくりガイドラインもあわせて作成し、平成23年の紀伊半島大水害の研究成果としたところであります。

このガイドラインの作成に当たり、天川村においてもモデル地域を設定し、県、村、それから住民が協力して検討を進め、その後、天川村ではモデル地区以外の地区も含めて土砂災害地域防災マップづくりに取り組み、今回、地すべり災害が発生したその坪内地区においても作成したということでした。作成する過程で、誰がどこに避難するということが議論されながら、いざというときにはこういう行動をとろうということを地域を考え、地域の防災力の向上につながったと聞いています。

したがって、深層崩壊マップについては地域防災力の向上に寄与していると考えており、今後も引き続き深層崩壊マップとガイドラインを含めて活用されるよう県内の市町村と連携、協働したいと思っています。

○太田委員 実際に天川村でマップをガイドラインに基づいてつくっているという説明でしたので、活用されているのかと思います。

1点お聞きしたいのですが、今回、裏山に亀裂が入った地域は、4つの危険度に分けられているこの深層崩壊マップでいいますと、この地域が危険度でいうと低いところから2番目と、相対的な危険度のやや低い溪流と位置づけられていると聞きましたが、それは今回の災害との関係でいうとどのように理解したらいいのか、その点について説明いただきたいと思っています。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 委員のご説明のとおり、深層崩壊マップについては、その

ように表示されています。深層崩壊マップ自体は、発生の履歴と、微地形及び地形の特徴、地形量の特徴の3つの要素を重ね合わせて評価し、2つの要素がこの地域においては重なったということで、結果的にはご指摘のとおりの評価になったということです。今回発生した地すべりについては、いわゆる過去発生した部分等含めて因果関係についてはよくわからないところがありますけれども、適切に地域の方々が判断をしながら避難に結びつけられたということで、この深層崩壊マップの一つの評価として、危険度も含めて皆さんが注意しておられたということかと思っています。以上です。

○太田委員 結果的には住民の方がこれを使って、例えばこの広域防災の拠点の検討、あるいは避難の検討、そういうことに生かしていただくということで、その分を見ても自分で、皆さんでこの判断をするのはなかなか難しいかと思しますので、これをどう地域のこのマップに生かしていくかという点では、県もぜひ力を発揮していただきたいと思えます。

あと1点ですが、先日、奈良新聞で十津川村永井地区で7月17日に飲み水に異臭が発生して、1カ月以上にわたって簡易水道の給水がストップしたと。その原因として、住民の方が、県の砂防工事で水源地の上流に敷設された再生クラッシャーランの影響を疑っておられるという記事が出ているのですけれども、その後、県としてもこの撤去を進めているという話ですが、その後の経過についてお伺いします。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 十津川村永井地区における新聞報道等に関する質問です。

まず、この十津川村の給水の関係ですけれども、十津川村によると、台風11号の影響により、簡易水道の水道水にご案内のとおり異臭や濁りが生じたことから、十津川村が7月24日に浄水場の原水の水質試験を実施し、複数の項目が基準を上回ったということで停止をされたと聞いています。この水道の水源地ですけれども、明治22年の十津川大水害時に発生した深層崩壊が河道閉塞をするということで、そのときにできた湛水溝自体から出てくる伏流水を谷筋からとっておられ、それが台風11号のとき被災をしたと聞いています。十津川村自体は、水質基準値が上回った原因はよくわからないということですが、水源地の復旧、それから浄水施設の清掃等を行った後に水質調査を行って、問題がなければ、住民に説明の上、できる限り給水を再開をしたいと聞いています。

次に、砂防工事の再生クラッシャーランに関するものですが、県で行っている砂防工事については、国道425号から大畑瀬の約590メートルの間、越水したらまずいということもあり、仮排水路を設置していました。そのうち、上流から400メートルほど被災をしたということで、その基礎材等として埋設していた再生クラッシャーラン、再

生クラッシャーランというのはコンクリートを破碎したものですけれども、約300立方メートル使っていますけれども、その一部があわせて現場周辺に流出したということです。

この工事に使用した再生クラッシャーランは、県のリサイクル資材認定制度に基づいて認定を平成26年に受けたもので、廃掃物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理の廃棄物を含んでいないということと、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を満たしており、環境基準に照らして、水質に対して影響を与えとは考えていません。ただ、念のため、県水道局の協力を得て、水質に関する検査を現在実施しています。

それから、先ほど再生クラッシャーランの撤去の話がありましたが、撤去というよりは、台風11号で被災をした仮設道路や工事用道路等を復旧する際に土砂を取り除くということとして、その中にちりばめられて含んでいると思っています。以上です。

○太田委員 再生クラッシャーランについては、検査のもとで使われているということですが、地元の方にしたら、どのようなものなのかわからないという疑問の声があったり、実際に症状として下痢や口元が肌荒れを起こしてしまうと聞いています。県では、現在、水質検査を進めていると聞いていますけれども、それもわかり次第公表していただくということでしょうか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 水質に関する調査について、まずは水質調査をしているところですので、結果を見るとともに、水道水源自体は村の責務で、村民にお配りをいただくということですので、まずは村に説明したいと思っています。その後、あわせて公表についても含めて相談をしたいと思っています。以上です。

○岡委員 まず1点目、先ほどの天川村の件でもう少しお尋ねします。今回、このように復旧対策の事業が採択されて、いよいよ工事に入ることです。今回行おうとしている工事で、この対策は十分なのかという聞き方はどうか知りませんが、どのぐらい安心できる工事なのかをお尋ねします。私も現場に行ってみましたが、この現場は、素人目ですけれども、いわゆる深層崩壊のようなものだったのか、そうでもないのか。この図で、岩盤とこの土との厚み等がどれくらいあって、今、地すべりを起こしているその地層の深さがどのぐらいのものなのか、この図ではよくわからないのですけれども、その辺のことがどのように把握されてこのような工法になったのか、今後の安全対策等も含めて、安全性をお尋ねします。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 2つの点についてご質問がありました。

1つは、地すべり対策自体についてです。一般的になりますけれども、基本的には、まずは地すべり自体を起こすと思われる地下水を抜くというのが一つの方法で、今回、この提案した工法を実施するのが一つの方法です。その次に、もう一つ、抑止工といいまして、直接動くものをとめるという方法があります。これについては、実施するかどうかを含めて、今後の動きの状況、今回の工事自体を実施した後の動きを踏まえて判断するものだと考えているところです。

2つ目に、地すべり自体の深さ等ですが、一般的には深さ、幅に対して4分の1や5分の1という推定があり、おおむね40メートルや30メートルという推測ではありますけれども、そんな状況でこの絵は描いています。しかしながら、具体的には実際の動きがどういった部分で地層としてあらわれているのかが非常に重要ですので、今回、地質調査をした上で、できる限り年内にこの深さを特定し、実際の対策に結びつけたいと思っています。以上です。

○岡委員 今の説明を聞いて少し不安です。というのは、まず水を抜くことは当然先にすることで、これはいいと思うのですけれども、要は、今話題になっている深さです。それが一体どうなのか、下の岩盤がどうなっているのか。この辺は今の土木技術では、機械で把握できないのですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 推測の域を脱しないところもありまして、できる限り格子状に、調査ボーリング13カ所と書いていますけれども、具体的に掘って、どの地層で移動しているのかを計測して、その部分がどういう地層になっているのかを確定をすることがまず非常に重要なことかと思っています。これも推測も含めてですけれども、そうして特定をしていくことが妥当だと判断しています。

○岡委員 しつこく聞いても、まだ実態として把握されてないところもある感じですので、ぜひお願いしたいことは、どのぐらいの深さの土が動いているのかをつかむことは第一に大事だと思うのです。横ボーリングをして排水が出ている写真がありますけれども、これは当然大事な調査だと思いますので、これはこれで今後とも注意深く見守ってほしいと思いますけれども、先ほど言いましたように、深層崩壊であれば土の深さがかなり深い可能性があると思うのです。そうすると、大きな雨が降りますと、この排水ぐらいではもたないと。長時間、強い雨が降れば、かつての4年前の深層崩壊が起こるおそれがあると考えたと、素人の言い方になりますけれども、前もって落ちる分を落としたほうが早いのではないかということも考えます。崩れるおそれのあるところは、崩したほうが採算的、経費

的にも早い場合もあると思います。いろいろ考えていますけれども、専門家の意見がどうなのかわかりませんが、その点しっかりと取り組んでもらいたい。

もう一つは、この山の崩れている部分の地権者はどうなっているのですか。地権者との話し合い等で何か難しい問題はないのですか。その辺はどうですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 地権者に関する質問でした。

この採択を受けた事業自体と、それに先行して横ボーリング、調査ボーリングをしています。村の協力をいただいている中で、地権者の方々とお話をし、スムーズに現地に地すべりの掘るための機械の設置も含めてやっていただいております。現在のところ、特段問題があると聞いていませんので、順調にいくものと考えています。

○岡委員 地権者といろいろあるのだらうと思いますが、当然、災害に関することだから協力はいただけると思うのですけれども、しっかりと連携をお願いしたい。

もう一つは、先ほどの話に戻りますけれども、深さが深ければ、そのための対策、例えば、土どめのボーリングを深く掘って、コンクリートを打ち込むなどそういう作業が要るかもしれません。しかし、もしそんなに深くなければ、例えばこの今の山の写真見ていただいたらわかるように、ほとんどが人工林ですから、山の形も、例えば人工林を間引きして、そして早く自然林に戻すようにするなどの対策もできないものかどうか。これは先ほどの土の深さにも関係しますけれども、それで効果が見込まれるものであれば、そういうことも含めて対策をされたらいかがだと思います。今の話は要望にしておきます。

話は変わりますが、(公財)奈良県林業基金の解散の件ですけれども、この金額、40何億円、60何億円という話を以前から聞いており、我々もそれはやむを得ないと同意してきた経緯があり、特段何も申し上げることはないのですが、ただ、今後の形態についてももう少し説明してほしいと。これが今後どのように、山の管理、資産の管理、権利関係などが運営されていくのか、その辺をもう少し説明があればお願いします。

○熊澤林業振興課長 林業基金で管理していた山の今後について答弁します。

林業基金は森林整備を行うことにより、森林の有する水源涵養機能、公益的機能、山村における雇用機会の創出に寄与しており、186カ所、面積として約1,324ヘクタールの森林を管理してきました。今後、林業基金の解散に伴い、基本、県が県有林として管理することになります。場所によれば、なかなか収益を出すところが難しいところもあり、そういうところは必要最小限の施業をすることで、森林所有者と土地所有者と相談をしながら進めていきたいと考えています。また、収益が見込めるところは、他の県有林と同様

に扱って施業を進め、総合して今後の県の出費が最小限になるよう努めたいと考えています。

○岡委員 確認です。今申された186カ所、1,324ヘクタールがあるということですが、底地の権利は民のままか、それとも県有林になれば底地も県になるのですか。

○熊澤林業振興課長 底地は、土地所有者がもともと持っているものですから、そのままです。地上権で林業基金は設定していただきましたので、地上権の分の75%の権利を県が有することになります。以上です。

○岡委員 細かく聞きますけれども、例えばその権利の期間というのは、例えば民の土地の上に地上権を確保して、今後、県有林として把握されていくことはわかりました。では、この民と県との、土地の使用期間等についての何か契約や申し合わせがあるのですか。

○熊澤林業振興課長 今186カ所と申しましたけれども、その1カ所1カ所、分収林契約を結んでおり、それごとに、いつまでその土地を使用するかという期間は決めています。おおむね60年にしているのが一番多いと思います。

○岡委員 おおむね60年と申されましたけれど、いつを起点として、例えば今回の清算を機会に契約をまき直すという話なのか教えてください。

○熊澤林業振興課長 契約をしてからの60年です。ですから、昭和58年から毎年毎年、平成14年まで植えておりましたので、その植えた年から60年が基本です。それ以外に長いのもありますけれども、基本は60年です。

○岡委員 わかりました。大変な作業だと思いますし、広くにわたり、大変な宿題を県が受け取ったと思います。これからの木材相場によりますけれども、できるだけ県の損失が少なくなるように、資産価値のあるものは早く処分をして、タイミングをうまく換金していただきたいとお願いして終わります。

○松尾委員 端的に数点質問します。

まず、県土マネジメント部にです。きのう国道169号の奥瀬道路の開通式に伺いまして、皆さん日曜日にもかかわらず出てきていただきご苦労さまでした。ありがとうございます。ふだんは自分で運転して行くのですが、きのうは清水議員と一緒に行きました。横に乗せていただいていたので、改めて国道169号をゆっくり見ながら新宮まで行きました。トンネルの落石の調査をすると予算案に書いていますが、改めて見てきましたら、ロックネットの下にたくさん石が落ちている部分が国道169号にたくさんあり、果たしてそういうところの災害を未然に防ぐという観点からも調査をしていただいているのかとい

うのをきのう疑問に思いましたので、まず教えていただきたいと思います。

そして、台風11号の影響による災害を受けたことによって工期の延長と金額の変更が出ていますが、いつも出てきている内容だと思うのですが、台風が来る時期や水が出る時期というのは時期的なもので予想できるのです。だから、果たしてそういうところをずらして工事の発注ができないのかという素朴な疑問です。せっかくお金をかけてすぐ潰れていったら、何のために工事しているかもわかりません。できないかもわかりませんが、どうしてなのかと素朴に思っていますので、1点教えていただきたいことと、台風11号によって被災した概要をいただいたのですが、ここの地図、写真を見ていたら、紀伊半島大水害から復旧復興で災害が起こらない工事をしていただいたという認識でいるのですが、2年や3年たっただけで、また同じところを台風11号で被災されているのです。不思議ではないのですが、この前の台風11号の雨の量も見ていますと、全く紀伊半島大水害のときとは比べ物にならないくらい少なかったと思いますので、どういう原因でまた同じところが被災しているのかを、土木行政に浅学なもので、教えていただきたいと思えます。

そして、過疎地域自立促進方針をつくっていくということで、質問ではないのですが、今後、市町村も同じような計画をつくらないといけないという話を聞いているので、市町村と県が全く同じ方向を向いている計画書を絶対つくらないといけないと思っています。しっかりと市町村と意見交換しながらしっかりしたものをつくっていただきたいと。これは要望でもいいのですが、何かあったらお答えいただけたらと思います。以上です。

○高木道路管理課長 ロックネットの下に石が落ちていたことから、未然に災害を防ぐ調査をしているのかという質問でした。

土木事務所では、定期的に日常パトロールをしており、特に大雨などの状況が起こったときの直後にもパトロールをして、日常の変化を把握するようにしています。それ以外に、定期的という形ではありませんけれども防災点検、特におっしゃっているモルタルを吹きつけていたりロックネットをしていたりという人工のり面についての詳細な点検を5年、10年に一回という形で定期的に点検をしています。今回、それらの点検について補正予算で緊急的に前倒しをして進めていくと予算の要望をしています。それらを含め、しっかりと点検していきたいと考えています。以上です。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 2点あったと思います。工程的に、台風の時期にやっているのかやっていないのかということと、再度被災しているという話。

まず1点目ですが、基本的に川の中で工事をするとき、例えば仮設をして出水期にやると、それが原因で水があふれたりするところについては工事をやらないこととしています。護岸も出水期に積むことは、いつ水が来るかわからないので、基本的に工事はしていません。ある程度は非出水期にある高さまで仕上げ、そこはやっていないということです。ただし、堆積土砂の撤去は晴れている日もあり、出水期にやったりしています。

2点目の台風11号で紀伊半島大水害で災害復旧事業として行ったものが被災しているのはということですが、全部で4カ所あります。そのうちの1カ所は、台風11号の水位の高さまで護岸工事ができていなかったところが1カ所あり、それで被災しました。ほかの2カ所については、台風11号の水位の高さまでの護岸工事はできていたのですが、今回整備した護岸の上流部分が被災して侵食したために、現在整備を終えていた護岸にまで影響が及んで被災したということです。残る1カ所は、すぐ上流に支川の合流部があり、雨のたびに、その雨の強い弱いたびに水道（みずみち）が変化する箇所であり、設計時点で想定していた流れや水が当たる場所が変わったために被災したと考えています。

このようなことから、今回の被災の原因は、設計や施工とは違うところにあるのかと考えており、しかしながら、委員がおっしゃられたように、つくったものが繰り返し被災していることについては、ごもっともなことです。今後とも地元の工事への協力を得ながら、工事が早く終わる施工方法など、一層工夫していきたいと思えます。以上です。

○北村南部東部振興課長 過疎方針の策定について、市町村と緊密な連携ということですが。

県では、地域支援員を置き、市町村ごとに担当を決めています。その支援員を中心として、市町村との情報の共有、情報の提供を行うとともに、南部・東部地域の振興、移住、交流の推進のための各種事業についても連携、協働して進めています。今後もそういった形で緊密な連携をとり、事業実施したいと考えています。

○松尾委員 ロックネットの下の落石の件ですが、本当にきちんと災害を未然に防ぐということでも点検というのは大事な作業だと思いますので、5年に1回の頻度がいいのか10年に1回の頻度がいいのかはわかりませんが、しっかりとやっていただけるように指示していただけたらと思っています。

工事時期の件ですが、出水期はしないというお話でしたが、私はしていると思っています。工期が多分長いので、その時期にもやっている工事もあるのでしょうか、1年の工期なら、出水期にその部分の工事だけはそのときにするなということではできるでしょうけれど、一連の長いスパンであつたら、恐らくそれは避けられない部分もあるのかと

は思いますけれど、避けられる工期で発注することに関しては、しっかりとそういうことがないようにやっていただきたいと。一つ工夫をすることによって、無駄遣いを省ける可能性もありますので、ぜひよろしくをお願いします。

それと、災害の件ですが、1カ所目、2カ所目、3カ所目、各箇所ごとに理由は違うとわかったのですが、最後の話、想定外とおっしゃいましたけれど、あれだけの未曾有の災害を受けて災害復旧したのに、想定外という言葉が全くわからないのですけれど、どの辺を想定に設計をしていたのか、詳細に教えていただきたいと思います。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 4カ所のうち1カ所について、具体的に言います。旭川と合流している部分の下流でつくった護岸に影響があったと。川幅がかなり広くて、旭川から出てくる量、熊野川から流れ出てくる量によってこの水道（みずみち）が変わったりする複雑なところなんです。当初、想定していたところよりも上流に水あたりが起きて、そこが洗掘されたと考えています。現場で見ていたわけではなく、詳しいところまではわからないのですが、下流については全然影響なく思っていたのですが、その思ったところよりも少し上流で洗掘が起きたということです。以上です。

○松尾委員 そこまで想定して設計や計画を考えて発注していくとされているのです。もちろん災害の復旧は、二度と災害が起きないような状況で復旧していくのは最も原則だと思います。犯人捜しみたいなこともしたくないのですけれど、とにかくそういうことも慎重にやっていただきながら、工事も未完成だったから崩れてしまったということですから、想定内で済まないことがたくさん起こってきます。早く工事をするなど、せっかく復旧復興をしようと思っているのに、これを見たら、住民の皆さんからしたら何をしてたのかという話になるかもわかりませんので、そういったことのないよう、しっかりとやっていただきたいと思います。

○川口（正）委員 あまり難しい話はないと思いますけれども、建設委員会と、どちらで発言したらよいか、ためらいながらの発言できようはこの委員会には南部振興議員連盟のメンバーが大半ですので、今発言したほうが良いと思います。

きのう私も国道169号奥瀬道路開通式におりました。国土交通省近畿地方整備局長が挨拶をしてくれ会話をしたのですが、時々、和歌山県へ参りますし、いつも申し上げますけれども、和歌山県の道路事情と奈良県の道路事情を見比べたら、和歌山側、紀の川側が非常に道がよい。奈良県の吉野郡、宇陀郡はあまり道路事情はよくない。隣接なのに、国道168号、国道169号と同じ路線なのに、同じ道路だけれども、道路整備が格段の

差があるように思うけれど、これは一体どういう理由かというのが私の口癖です。この口癖がいつ直るんだろうかと。つまり奈良県側と和歌山県側の国土交通省とのかかわり合い、あるいはまた、奈良県自体の主体的な展開に差異があるということのあらわれではないかということです。このことに対しての思いは、県土マネジメント部長、どのように思われているのか知りたい。

きのうの開通式で国会議員の挨拶や、あるいはまた理事者の挨拶を聞いて、いい勉強をしたと思う。奥瀬トンネルのⅡ期の開通式でⅡ期は終わったけれどもⅢ期目のスタートだと二階衆議院議員がおっしゃった。これはいいことだと。つまりⅢ期目のスタートといえども、Ⅲ期目にかかわっての踏み込み方、それを既に奈良県はお持ちなのかどうなのか。Ⅲ期目のスタートという気概がお持ちなのかどうなのかを聞いておきたい。お持ちであるならば、ポイントをどこに置いているのかもきちんと知っておきたいと思います。これが私の思い、願いです。

もう1点は、国会議員がそこまで思っているのだったら、しっかりやってほしいと思うけれども、和歌山県側の国会議員の話ですけれど、費用対効果の問題です。命の道と言われたこの道に対する対策についての提起がありました。国土交通省の費用対効果の数値の置き方に不備、欠陥があるということの提起があった。そうだろうと思う。内容は具体的にはわからないけれど、そういう内容を積極的に奈良県のいろいろな実情とのかかわりで、提起をしておられるのかどうなのか。きのうの発言でおっしゃっている内容、もうおわかりだろうと思いますけれど、費用対効果の数値の置き方、基礎基準の置き方に対して欠陥というものを明らかにしていただきながらそれを知りたいと。知ることによって私どもも世論の一翼を担いたいと思うのです。そういう提起をお願いをしたいと思います。

それから、もう1点参考になったと思うのは、開通式典には、約1,000名の地域の人たちをも含めて、大きな喜びがあふれていた。幾多と世論を高めるために、いつもいろいろなところで竣工式、完工式が開催されており肩書を持った人たちだけが集まっての儀式をされていますが、これでは喜びというものは地域住民に伝わらない。むしろ地域住民の願っていない事柄が進められているのではないかという場合も起こり得るのではないかと思う。そういう意味で、次なる展開へのために喜びは喜びとして大いにあらわすようにして、そういう催しとして進められたらよいのではないかと思うのです。その思いだけを申し上げておきたいと思います。

それからもう1点、松尾委員の発言で、私もかねがね思っていましたが、これからは想

定外という言葉あまり使うなど。そういう時代ではないのだと。つまり、このたびの台風18号は、奈良県が中心路線だと示されていた。幸いにも大きな被害がなかったということで、ありがたかったと思いますけれども、想定、想定外ではなく、アメダスですか、言葉を間違っているかわからないけれども、東北地方が強く、雨量が大変多かったということで、既にいろいろな予報で示されていたということなのです。けれども、備えが十分でなかったということですから。

それはともかくとして、鬼怒川が決壊をした。大被害です。鬼怒川が決壊したらどうなるかというシミュレーションを持っていたということです。持っていたにもかかわらず、シミュレーションどおりの大体の被害であったということも報道されています。つまり、どれほどの雨量があるかということとはわかりませんが、これぐらいの雨量まではこういう決壊、災害は防げる、これ以上になるとこうなるというシミュレーションをきちんと捉えているのかどうか。調査などいろいろやっても、実態はどのように把握をしているかということがやはりこの想定基準だと私は思います。そういう意味で、これだけの雨量があった場合、これ以上の場合にどうなるかという基礎基準を持つということが想定なんだと。奈良県中の河川でこれ以上雨量があった場合ここが決壊する、大変なことになるなどのシミュレーションがあるのかどうなのか、これが問題だろうと思います。今すぐできないかわかりませんが、私の思いはそうだとしたことだけ提起をしておきたいと。適当な機会に私が今申し上げた内容に対する考えをお示しいただきたいと思う。

それから、もう1点は（公財）奈良県林業基金で、私の思いがある。経済、景気は常に変動する。つまり林業にしてもいい時代があったと思う。うらやましがられるような時代があった。けれども、今はこういう経済事情で、どうにもならない。どうにもならないというのは極論かもしれないけれど、大変な苦難な状況にある。木を求める場合は、山へ求めに行くより港へ求めたほうが安い、低コストということになるような時代ですから、いい時代があったのではないかということで見捨てるのではなしに時代に合った対応が必要だと。

この林業基金の問題は非常に興味を持っていて、金持ち連中のために林業基金100億円の債務をかぶるということで大変だとか。一般的に聞いたら大変ではないかと。私にかかわり合いのある、私の推進してきた地域産業における高度化資金は突然に大変なことになるわけだから、損を目当てで起業する者はいない。高度化資金に返済がないということで訴訟にまでされた。だから、行政の担当者が大変な苦しみを味わうことになったという

ことで非常に申しわけないと思っていますが、経済というのはそういうものだ。高度化資金にかかわっては100億円の金ではないのです。それでも訴訟が起こった。だから、この林業基金に非常に関心がある。

しかし、やむを得ない、よく頑張ったと私は思っています。林業基金の他府県の事情はどうかをおいおいよく調べなさいと。だから、資料をもらい、皆さんにも配りなさいと。きょうは出ていないです。実態を皆さんに知らせなさいと、あなたたちは苦勞したということがわかります。約100億円の基金を県は損しますが、頑張ったから100億円で終わっているのです。私、資料を見て、ああ、そうかそうかということで、苦勞したことも示すことが大事です。資料を出して何か怖いことがあってまた出せないのかと思ってしまいます。今度、経済労働委員会でもこの資料を出したほうがいいと思う。私の申し上げたいのはそういうことで、いろいろな経済事情、これをお互いが理解し合わないといけない。いいことがあったではないかと林業基金に関してはこうだということは私は申し上げない。冷静に、客観的に物事と対応したいと。

ただ、ここで申し上げたいのは、林業基金を生かした形で山林業に従事をする人たちの日々を救う、励ます役割を果たしてきた。だけど、基金制度を断ち切った場合に、山林従事者への経済活動、あるいは日常生活の支援に支障が起こらないのかということに補うところの行政展開しているのかどうなのかということに思いを持つわけです。そこら辺の本質的な実情を聞かせてもらいたいと思います。再質問しないので、思いだけ述べてください。

○加藤県土マネジメント部長 私に、4点いただいたと思っています。

まず、国道168号、国道169号の隣接県との進捗の違いですけれども、手元に詳しいデータがありませんので、具体的な説明ができませんけれども、進捗について、奈良県側が延長が長いということもあり、奈良県側にまだ課題が多く残っていると理解をしています。国道168号、国道169号とも、地元市町村からも大きな要望があり、これまでも委員の皆様からのご指摘をいただいています。そういったものについて、しっかり今後取り組めるよう最大限努力をしたいと考えています。

それから2つ目、昨日の奥瀬道路のⅡ期の次のⅢ期です。今後Ⅲ期目がどの区間になるのかという議論があるところかもしれませんが、まだ具体的な調整が始まっていないと思っています。今後、近畿地方整備局等から相談があれば、考えていく課題と理解をしていますけれども、もし仮に、Ⅰ期目のさらに先線であれば、三重県内の道路になるの

かと思っておりますが、今回のⅡ期については、約2キロメートル奈良県下を通過していません。奈良県としても非常にありがたかったですけれども、先ほどの国道168号、国道169号で地元から今いただいている要望として、こちらを県としては早く着手できるように努めたいと考えています。

それから、B/Cについて指摘がありました。これまで国土交通省の事業採択においては、いわゆる3便益のB/Cということで時間が短縮する、あるいは安全、交通事故が減るといった直接的な効果によるB/Cで評価をしてきましたけれども、それだけでは十分に地元の声、ニーズに応えていけないという課題があるところは十分承知をしています。要望書でも一生懸命工夫をしていますけれども、観光振興や、あるいは地元の産業立地というような効果についても、これはまだ具体的に数字でB/Cの中にどう織り込むかという整理は全国的にもできていないけれども、しっかりと要望書等でストック効果と最近呼んでいますけれども、単純な3便益のB/C以外の事業の効果もしっかりとお伝えをしたいと考えています。

それから次に、開通式等において、もっと広く地元の方々等と呼ぶと。そして、一緒に喜びを分かち合うのがいいと、そう取り組むべきというご指摘でした。まさにおっしゃるとおりだと思っています。そういうことで、京奈和自動車道の開通のときも極力、地元の方々にも出てきていただいて、一緒に喜びを分かち合うという取り組みをしてきているつもりですし、そういう取り組みについては今後も一層しっかりやっていきたいと思っています。

それから、想定外という言葉これから使うべきでないという中で、水害等のシミュレーションは奈良県はどうなっているのだという指摘でした。指摘のとおり、最近雨の降り方が随分変わってきており局所的に短時間に集中的に降るという傾向が出てきています。激甚化をしているということで、ソフト施策とハード施策としっかり取り組んでいかなければいけないと理解しています。これまでもハザードマップを市町村が策定し、それを流域の皆さんに配る取り組みを支援していますけれども、今回の東北地方の事例でも、つくってあったのにと指摘がありますので、さらにこのハザードマップの内容の充実を流域の市町村と一緒に取り組んでいくとともに、河川の情報提供、これはライブカメラの映像や、あるいは行政へのいろいろな河川の水位等々の情報であったりですけれども、こういったものの提供の充実にもしっかり取り組みたいと考えています。以上です。

○福谷農林部長 （公財）奈良県林業基金の解散の件について心配いただいていること、

誠にありがたく思っています。

まず1点、他府県の状況の資料ですが、早速、委員長の了解を得て委員の皆様方に配付したいと思います。

それと、林業従事者の今後の対応ですが、先ほど林業振興課長からも説明したように、県有林化した後、当然その維持管理をしていかないといけませんので、作業を行っていただく人が当然必要です。そういう意味では、その作業、仕事の場合は当然お願いをしなければいけない。加えて、現在、その維持管理については、国の補助を51%いただいていますけれども、それもできるだけ高額にさせていただくような要望も重ねて農林水産省、林野庁にしている状況です。以上です。

○川口（正）委員 発言しないと行ったけれど、県土マネジメント部長、第Ⅲ期は、国土交通省が決めるのだろうけれども、奈良県としてはこのⅢ期にこれを入れてくれと、そういう積極性の提起がなかったら、国土交通省待ちだと言わんばかりの印象を受けました。議論はしてもしょうがないけれど、あなたの意気込みがない。我々、奈良県側の意気込みは具体的にどうやって示すのかと。だから、Ⅲ期目でなくても、関連事業として総合的、総括的にこれをやらなければいけないと。やらにゃならんという意気込みをちゃんと出してほしいと。奈良県の国会議員にもしっかり動いてもらったらいわけだし。言葉では抽象的に、県議会議員もそうで、地元にいれば、あれもやります、これもと言わんばかりで、選挙というのはそんなものだから。国会議員もいい格好ばかりしても、具体的なネタがなかったら仕事にならないので。積極的にネタを我々議員にも頂戴をしたいと。田舎の議員だけれど、田舎の議員でも使ったらいいので。国会議員でも、我々、田舎の議員の協力がなかったら、東京へ行かれないので。露骨な話ですが、言っておきます。

○国中委員長 私からも、県土マネジメント部長、川口委員から言われたように、奈良県は常に道路整備は受け身だから、積極的に前へ出ると。特に南部・東部地域に関しては、道路整備が非常におくれているのだから、積極的に打って出るということも私からもお願いをしたいと思います。

ほかに何かございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、理事者の方のご退室をお願いします。

委員の方は、しばらくお残り願います。

(理事者退席)

それでは、会議を再開いたします。

本日の委員会を受け、委員間討議を行いたいと思います。委員間討議もインターネット中継を行っていますので、マイクを使ってご発言願います。

なお、委員間討議については、当委員会の所管事項である南部振興基本計画、東部振興基本計画について、今後、特に議論を深めるべき課題に関し協議を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

8月に行いました県内調査の結果概要について取りまとめたものをお手元に配付しておりますので、ごらん願います。

県内調査は、平成27年8月5日に実施しました。調査先として、大淀町の株式会社クリーンエナジー奈良と、下市町の木工舎、市 i c h i の調査を実施しました。調査の概要として、株式会社クリーンエナジー奈良については、間伐材などの未利用用材を燃料とした木質バイオマス発電施設の建設が進められ、12月中旬の商業運転開始を目指して整備を進められています。また、下市木工舎の市 i c h i では、吉野杉を利用し、かんなどで仕上げる家具づくりに取り組まれているとともに、家具づくりの職人を目指した若者の人材育成にも努められております。以上のことから、今回の調査は南部地域が中心でしたが、これらの施設は奈良県林業の活性化、また地域振興の面からも、今後の取り組みに期待される内容でした。以上、県内調査の結果報告とします。

それでは、ただいまの報告を含めて、今後、当委員会の取り組むべき方向性、また、特に議論を深めるべき課題や論点等について意見をいただきたいと思っております。何か意見ありませんか。

○岡委員 今、南部・東部地域で大変空き家がふえていると思います。統計的な数字はよく把握していませんが、そのように聞いています。今、全国でこの空き家対策で、いろいろな知恵が使われていろいろやっていますけれども、聞くところによりますと、旅行業法の問題や建築基準法の問題などでいろいろと壁があって、なかなかうまくいかない聞いています。私が今回思っていることは、たまたまあるマスコミ報道を見ていて、なるほどと思ったのは、やろうと思えば移住はなかなか難しい。短期、介護でいえばショートステイみたいなもので、例えば1カ月、そこで住むなどをするような事業が何とか知恵を絞って起こせないものかと思っておりますが、これをやろうと思えば、この間、担当部課の職員方に聞いたら、法の壁がたくさんあるのでなかなか難しいのですと。特区構想までではないか

という議論をしていましたけれど。南部・東部地域では、空き家対策というのは大変大きなテーマで、特に空き家の活用を一つのテーマにして研究したらどうかと思いますが。

○**国中委員長** 誠にすばらしい提案だと思います。そういったことも含めながら、この委員会等々で委員の意見、理事者側の方針もを決めて策定してもらわないといけないと思いますので、その方向性も大事かと思います。

ほかに何かございませんか。先ほど、(公財)奈良県林業基金の話もあったのですが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、今までどおりでよろしいか。加えて空き家対策ということで、重点施策でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、岡委員の意見も踏まえて、これから運営をしていきたいと思います。

ないようですので、これをもちまして委員間討議を終わります。

本日の委員会を終わります。